

議案第 48 号

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について

高幡西部特別養護老人ホーム組合規約第 12 条の 4 の規定により、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継については、別紙のとおり関係町の協議のうえ定めるものとする。

令和元年 9 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

別紙

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書

高幡西部特別養護老人ホーム組合同規約第12条の4の規定により、令和2年3月31日をもって解散する高幡西部特別養護老人ホームの事務の承継について、以下のとおり定めることについて協議する。

令和元年 月 日

中土佐町長 池田 洋光

四万十町長 中尾 博憲

高幡西部特別養護老人ホーム組合の事務の承継について、次のとおり定める。

(事務の承継)

第1条 高幡西部特別養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）の事務は、四万十町が承継する。

(組合の清算に係る剰余金又は不足金等)

第2条 組合の解散時における剰余金、未収金及び未支出金の清算により剰余又は不足が生じた場合は、四万十町に配分し、又は四万十町が負担する。

(決算の審査及び認定)

第3条 前条の清算に係る決算の審査及び認定は四万十町において行い、四万十町は、その決算を当該認定する議会の議決とともに中土佐町に通知しなければならない。

2 中土佐町は、前項の規定による通知があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

(疑義等の協議)

第4条 この協議について疑義が生じたとき、又は本協議書に記載のない事項については、中土佐町と四万十町がその都度協議のうえ決定する。